

令和7年5月9日

関係者 各位

「洋光台三丁目を挙げての反対運動移行のお知らせ及び土壌汚染調査に係る疑義照会」に対する回答書

横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ 7階
弁護士法人仁平総合法律事務所
株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社
代理人
弁 護 士
弁 護 士
弁 護 士

冠省 令和7年4月27日付けの「洋光台三丁目を挙げての反対運動移行のお知らせ及び土壌汚染調査に係る疑義照会」（以下「疑義照会」といいます。）に対し、下記のとおり、ご回答申し上げます。

草々

記

1 疑義照会第3項（1）①について

トーエイ環境の協力を得て、株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社において、作成し、株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社の回答書の添付資料としたものです。

2 疑義照会第3項（1）②について

横浜市に照会をした結果、「指定作業場」に関する台帳には「日本道路公団の事務所」は廃止済の記録がありましたが、詳細は不明でした。そこで、有害物質の使用有無について、NEXCO 東日本横浜工事事務所に対し、問い合わせをしたところ、元々事務所であり、有害物質を当時使用していた可能性は考えにくいと言われております。

なお、質問書（その4）に対する回答書第3項において、回答いたしましたとおり、日本道路公団事務所が存在したのは、現在「洋光台寮」が建っている場所であり、本計画地の隣地にあたる場所であると認識しております。

3 疑義照会第3項（1）③について

令和7年2月14日付の「質問書（その4）に対する回答書」記載のとおりです。

4 疑義照会第3項（2）①, ⑨, ⑩について

株式会社F Jネクスト及び三信住建株式会社は、現時点において、2025年5

月13日乃至15日に実施予定の土壤汚染調査について、説明会を開催する予定はございません。

なお、その余のご質問につきましては、当方といたしましては、回答の必要性がないものと判断いたしますので、また、ご意見につきましては、当方の見解を申し上げる必要性がないものと判断いたしますので、回答を差し控えさせていただきます。

5 疑義照会第3項(2)②について

株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社といたしましては、本件にこれまで関与していただいているトーエイ環境に、土壤汚染調査の計画を立案についても関与していただくことが適切であるものと思料しております。

6 疑義照会第3項(2)③について

土壤汚染対策法に基づく通常の調査は、まずは表層調査を行い、汚染が検出された場合のみ、深度調査を行うこととなりますので、本件においても、同様の方法により調査を行うことといたします。

7 疑義照会第3項(2)④について

測定点につきましては、計画書3ページに記載のとおり、土壤汚染対策「法施行規則第4条第2項及びただし書」に基づき調査を行う予定です。

8 疑義照会第3項(2)⑤について

土壤汚染対策法第3条1項及び横浜市生活環境の保全等に関する条例第64条の2第2項に基づく調査を指すものです。

9 疑義照会第3項(2)⑥について

深度調査については、上記第6項において回答いたしましたとおりであり、第一種特定有害物質については、揮発性ガスを採取し、これを確認し、基準値を超過する値が検出された場合には、各深度(1m単位)において、土壤分析を行います。これは、第一種特定有害物質の特性を利用して行うものです。

10 疑義照会第3項(2)⑦について

酸化セリウムは、土壤汚染対策法施行令第1条の特定有害物質に該当しておりませんので、酸化セリウムの調査は行いません。

石油ピッチ、重油については、土壤汚染対策法施行令第1条の特定有害物質に該当しておりませんので調査は行いません。なお、「ベンゼン」については土壤汚染対策法の第一種特定有害物質に該当しておりますので調査を行います。

11 疑義照会第3項(2)⑧について

試料採取及び分析を実施する会社は、以下のとおりです。測定結果については、報告書を近隣住民の皆様の開示させていただきます。

調査機関

トーエイ環境株式会社【2012-3-2004】

シグマジオテック株式会社【2018-3-1004】

分析機関

シグマジオテック株式会社【計量証明書番号 東京都第 1408 号】

12 疑義照会第3項(2)㊾について

土壤汚染対策法第6条及び第11条に基づく区域指定がなされている場合には、重要事項説明において、説明が必要となるものと認識しておりますが、対象地は、当該区域指定がなされておられません。

なお、対象地については、土壤汚染対策法第3条乃至第5条の規定に基づく調査の対象地ではないものと認識しております。

以 上